

岬町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知等制度に関する要綱

制 定 平成 2 1 年 8 月 3 1 日

最終改定 令和 8 年 7 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）又は戸籍法（昭和 2 2 年法律第 2 2 4 号）の規定により住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前に登録をした者に対し、その交付の事実の通知及び証明をする制度（以下「本人通知等制度」という。）を実施することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住民基本台帳法の規定による住民票の写し、住民票に記載した事項に関する証明書、戸籍の附票の写し、消除された住民票の写し、消除された住民票に記載した事項に関する証明書及び消除された戸籍の附票の写し
- (2) 戸籍法の規定による戸籍の謄本又は抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本又は抄本及び除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書

2 この要綱において「第三者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 住民基本台帳法第 1 2 条第 1 項又は第 2 0 条第 1 項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人
- (2) 住民基本台帳法第 1 2 条の 3 又は第 2 0 条（第 1 項及び第 2 項を除く。）の規定により住民票の写し等を請求する者
- (3) 戸籍法第 1 0 条第 1 項又は第 1 2 条の 2 において準用する同法第 1 0 条第 1 項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人
- (4) 戸籍法第 1 0 条の 2（第 2 項を除く。以下同じ。）又は第 1 2 条の 2 において準用する同法第 1 0 条の 2 の規定により住民票の写し等を請求する者

(対象者)

第 3 条 本人通知等制度の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法の規定により本町の住民基本台帳又は戸籍の附票に記載されている者（消除された住民票又は消除された戸籍の附票に記載されている者を含む。）
- (2) 戸籍法の規定により本町が作成した戸籍（除かれた戸籍を含む。）に記載されている者

2 前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失そう宣告を受けた者は、対象者とししない。

(事前登録の申込み等)

第 4 条 本人通知等制度の利用を希望する者（以下「申込者」という。）は、あらかじめ岬町本人通知等制度事前登録申込書（様式第 1 号）により、町長に登録（以下「事前登録」という。）を申し込まなければならない。この場合において、申込者は、本人による申込みであることを証するため、個人番号カード、旅券、運転免許証、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書その他本人であることを証する書類（本人の写真が貼付されたものに限る。）を提示又は提出しなければならない。

2 前項の申込みを代理人によりしようとするときは、前項後段に定めるもののほか、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示又は提出しなければならない。

- (1) 法定代理人 戸籍謄本その他その法定代理人の資格を証明する書類。ただし、本町に備え付けの公簿等の記載により当該事実が判明する場合は、これを省略することができる。
- (2) 法定代理人以外の者 委任状

3 申込者が次の各号のいずれかに該当するときは、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 1 4 年法律第 9 9 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者又は同条第 9

項に規定する特別信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により、第1項の申込みをすることができる。

- (1) 疾病その他やむを得ない理由等により岬町の窓口に申請することができない場合
- (2) 他の市区町村に居住している場合
(事前登録等)

第5条 町長は、前条の申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、岬町本人通知等制度事前登録者名簿（様式第2号。以下「登録者名簿」という。）に登録するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により申込者を登録者名簿に登録したときは、事前登録をした者（以下「事前登録者」という。）であることを確認できるよう、必要な措置を講じなければならない。
(事前登録の変更等)

第6条 事前登録者は、氏名、住所その他事前登録をした内容に変更が生じたとき、又は事前登録を廃止しようとするときは、岬町本人通知等制度事前登録（変更・廃止）届出書（様式第3号）により町長に届け出なければならない。

- 2 第4条第1項後段、第2項及び第3項の規定は、前項の届出について準用する。
(本人通知)

第7条 町長は、第三者からの請求により事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、岬町住民票の写し等交付通知書（様式第4号）により当該事前登録者に次に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 交付年月日
- (2) 交付証明書の種別及び通数
- (3) 交付請求者の種別
- (4) 自己の代理人による交付の場合にあっては、当該代理人の氏名及び住所

(事前登録の廃止)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事前登録を廃止するものとする。

- (1) 第6条の規定による廃止の届出があったとき。
- (2) 事前登録者が死亡し、又は失そう宣言を受けたとき。
- (3) 事前登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により住民票が職権消除されたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が特に登録を廃止する必要があると認めたとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。